

公益社団法人宇和島青年会議所 事務局員管理規程

第1条 本規程は管理者を明記すると同時に、公益社団法人宇和島青年会議所活動が最大に行える様に事務局の管理を定め運営の円滑を期す。

第2条 事務局統括者は専務理事とする。

第3条 事務局員管理責任者は総務委員長とする。

第4条 公益社団法人宇和島青年会議所活動に必要な書類作成は総務委員長より事務局員に、但し作成順位は先着順を原則とするが、急を要するものは特に扱う。

第5条 特に事務局員が残業を必要とする時は依頼責任者は総務委員長の許可を必要とする（日曜・祭日出勤の場合も同じ）。

第6条 公務用外飲食費等の集金は致させない（特に2次会以降）。

第7条 日曜日・祭日出勤の代休の場合は各理事及び委員長に専務理事の責任において通達するものとする。

第8条 事務局員に対し私用依頼は認めない。（勤務時間内）

附則

- 1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。